

# 第1部

## 第1章

# 医師確保計画とは

- 1 はじめに
- 2 計画の構成（記載事項）
- 3 策定プロセス
- 4 東京都保健医療計画との整合と計画期間

# 第1章 医師確保計画とは

## 1 はじめに

- 平成30年の医療法の一部改正により策定した東京都医師確保計画は、全国ベースで国が統一的・客観的に比較・評価した「医師偏在指標」を用いて、地域における医師確保の方策を定めるものです。
- 東京は、高度医療・先進的な医療を提供する大学病院本院や特定機能病院が集積しており、全国で活躍する多くの医療人材を育成しています。
- 一方、医師偏在指標では、都は、全国の中で最も医師多数の都道府県とされ、臨床研修医の募集定員や専門医制度における専攻医の定員数等、医師の確保に一定の制約が課せられています。
- また、医師の長時間労働を改善し、医師等医療従事者の働きやすい環境を整備するため、東京の実情に応じた医師の働き方改革を進める必要があります。
- このため、都は、東京都医師確保計画を二部構成で策定し、国が都道府県に策定を求める内容を中心に第一部、都が独自に課題や取組を取りまとめ、今後の東京の医師確保の方向性を示したものを第二部として記載することとしました。
- 第二部では、平成28年に策定した東京都地域医療構想におけるグランドデザインの実現に向けた4つの基本目標ごとに、医師確保の観点から、
  - I 専攻医の確保、医療人材のキャリアアップ支援
  - II 重点的に取り組む政策に必要な医療人材
  - III かかりつけ医の確保・育成、地域で健康づくりや疾病予防を支える医師の育成
  - IV 働き方改革への対応、医学生の育成、都民への普及啓発などの課題について、都民の皆様、行政、医療機関、医育機関、関係団体等が今後取り組むべき方向性を示しました。
- 本計画策定後も、新たに導き出される課題については、地域医療構想アドバイザーと協働しながら調査分析を進め、地域医療対策協議会などで議論を重ね、対応を検討することとしています。
- 東京ならではの「強み」を生かした医療提供体制を構築できるよう、予防から治療、在宅療養に至るまでの各段階に必要な医療人材を確保し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指していきます。

## 2 計画の構成 (記載事項)

### 【医療法に基づき定める記載事項】(医療法 § 30 の 4 第 2 項第 11 号)

- 医療法で規定された「医師の確保に関する事項」は以下のとおり
  - (1) 二次医療圏ごと及び三次医療圏ごとの医師の確保の方針
  - (2) 医師偏在指標を踏まえた、二次医療圏ごとに確保すべき医師の数の目標
  - (3) 医師偏在指標を踏まえた、三次医療圏ごとに確保すべき医師の数の目標
  - (4) (2) 及び (3) に掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他医師の確保に関する施策

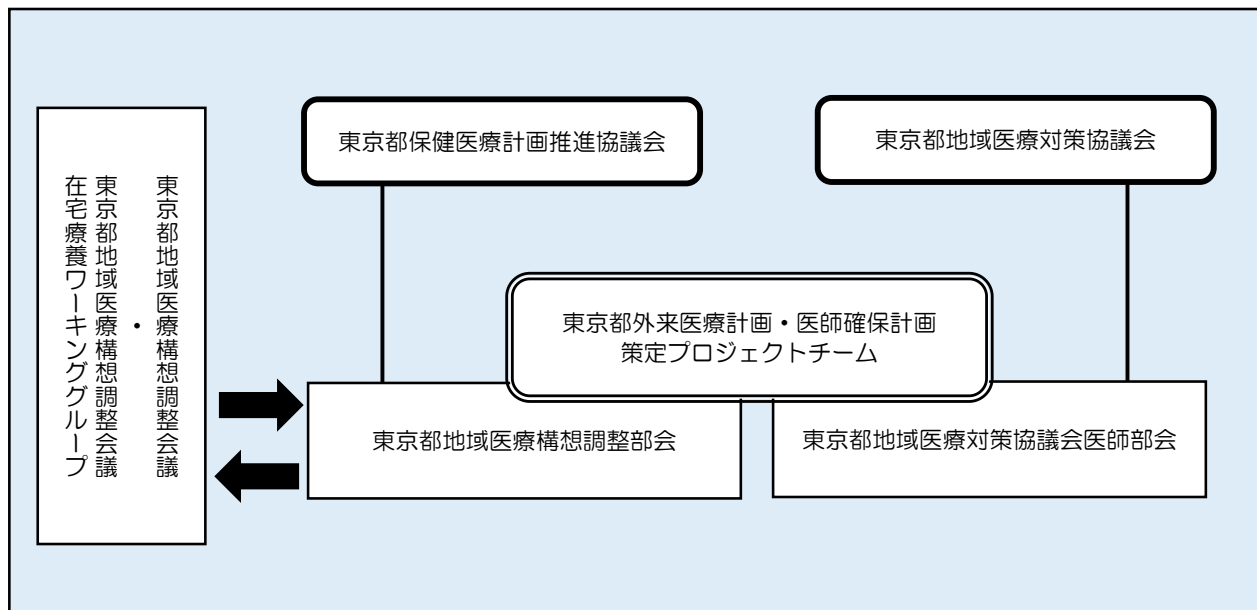
### 【東京都が独自に定める記載事項】

- 上記に加え、「東京都地域医療構想」で定めた「東京の 2025 年の医療～グランドデザイン～」における 4 つの基本目標の実現に向けた、東京における医師確保の方向性を示すことで、「東京都医師確保計画」とします。

## 3 策定プロセス

- 医師確保計画の策定に当たっては、東京都地域医療対策協議会の部会である東京都地域医療対策協議会医師部会（以下「医師部会」という。）において議論を深めることとしました。
- また、外来医療計画を策定している東京都保健医療計画推進協議会の部会である東京都地域医療構想調整部会（以下「調整部会」という。）と合同開催し、相互に整合性を図ることとしました。
- さらに、医師部会及び調整部会からそれぞれ選出した委員から構成する、東京都外来医療計画・医師確保計画策定プロジェクトチーム（PT）を設置し、詳細な議論を進めてきました。
- これらを踏まえ、東京都地域医療対策協議会の議論を経て、「東京都医師確保計画」をとりまとめました。

### 《医師確保計画の検討体制》



### 《医師確保計画及び外来医療計画に関連する会議体》

各種会議体	目的・協議事項
東京都外来医療計画・医師確保計画策定プロジェクトチーム	東京都外来医療計画及び東京都医師確保計画の策定に向けた検討
東京都医療審議会	医療法の規定により、知事の諮問に応じ、都における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議
東京都保健医療計画推進協議会	東京都保健医療計画の総合的かつ円滑な推進
東京都地域医療構想調整部会	地域医療構想調整会議の情報を集約し、共通する課題の抽出や課題解決に向けた方策の検討等
東京都地域医療構想調整会議	地域医療構想の実現に向けて、地域で必要な医療機能の確保等について協議
東京都地域医療構想調整会議在宅療養ワーキンググループ	在宅療養に関する地域の現状・課題や、広域的に取り組むべき事項等
東京都地域医療対策協議会	医師等医療従事者の確保方策
東京都地域医療対策協議会医師部会	医師確保対策、東京都地域医療支援センターの運営方針及び業務内容に関する事項

## 4 東京都保健医療計画との整合と計画期間

- 東京都は、平成元年(1989年)から、医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含み、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」としての性格を持つ「東京都保健医療計画」を策定しています。
- 平成30年の医療法改正により、「外来医療に係る医療提供体制に関する事項」及び「医師の確保に関する事項」が医療計画に関する事項に追加されました。
- 今回策定した医師確保計画は、医療法上の「医療計画」の記載事項であり、平成30年(2018年)3月に改定した東京都保健医療計画に、「東京都外来医療計画」と合わせて追補するものです。
- 本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までの4年間を対象としています。その後、令和5年度に改定を予定している東京都保健医療計画と一体化していきます。それ以降は、3年ごとに見直しを行う予定です。
- 令和18年(2036年)までに、医師偏在是正を達成することを長期的な目標とします。

